

平成 27 年度 省エネ住宅・建築物の整備に向けた体制整備

省エネ住宅・建築物の整備に向けた体制整備を行う補助事業者の募集についての 公示

平成 27 年 4 月 23 日

国土交通省住宅局長 橋本 公博

平成 27 年度省エネ住宅・建築物の整備に向けた体制整備のうち講習会等の周知活動や審査体制の整備等に関する事業を行う補助事業者の募集について公示する。

1. 事業概要

1) 事業名

省エネ住宅・建築物の整備に向けた体制整備

2) 事業目的

平成 26 年 4 月 11 日に閣議決定された新たなエネルギー基本計画において、2020 年までに新築住宅・建築物について段階的に省エネルギー基準への適合を義務化するとされているところであり、適合の義務化に向け、供給側及び審査側が滞りなく対応できる環境整備を図る。

3) 事業内容

- ①住宅・建築物の省エネ対策に関する個別事業者等への周知活動の実施
- ②住宅・建築物の省エネ基準に関する講習会等の実施
- ③住宅・建築物の省エネに関する審査体制の整備

2. 公募期間

平成 27 年 4 月 23 日(木)16 時 00 分～平成 27 年 5 月 12 日(火)18 時 00 分

(必着)

3. 公募対象事業者の要件

次の 1)～5)までの全ての条件を満たすことのできる民間事業者等とする。

- 1) 公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 2) 知り得た情報の秘密の保持を厳守すること。
- 3) 補助事業を適確に遂行する技術能力を有し、かつ、補助事業の遂行に必要な組織、人員を有していること。
- 4) 補助事業に係る経理その他の事務について適確な管理体制及び処理能力を有すること。
- 5) その他、提案事業を的確に遂行するために、各事業内容に応じて、以下に

掲げる選定基準に特に合致すること。

- ① 住宅・建築物の省エネ対策に関する個別事業者等への周知活動の実施
 - ・住宅・建築物の省エネ関連の制度に係る技術的審査・認定取得に関する専門的な知識やノウハウを有すること。
 - ・住宅・建築物の省エネ対策に関する幅広い知識を有すること。
- ② 住宅・建築物の省エネ基準に関する講習会等の実施
 - ・住宅・建築物の省エネに関する幅広い知識を有すること。
 - ・全国的に効率的に事業を行う能力を有すること。
- ③ 住宅・建築物の省エネに関する審査体制の整備
 - ・住宅・建築物の省エネに関する幅広い知識を有すること。
 - ・住宅・建築物の省エネに係る審査制度の検討に際し、専門的な知識や必要なノウハウを有すること。

4. 公募対象事業

以下の①から③のいずれかの取組みを含む事業を公募対象とする。

- ① 住宅・建築物の省エネ対策に関する個別事業者等への周知活動の実施
例) ・住宅・建築物の省エネ対策に関するサポートセンターの企画運営
- ② 住宅・建築物の省エネ基準に関する講習会等の実施
例) ・講習内容検討のための中小工務店・大工業界の省エネ対策等の実態調査
 - ・省エネ制度に関する講習会の開催、講習会の実施に当たり必要となる資料の作成、発送及び情報提供、講習会の開催日程の調整、講習会主催者との連携調整、講師の手配など
 - ・その他講習会の円滑な開催に必要なこと
- ③ 住宅・建築物の省エネに関する審査体制の整備
例) ・省エネ審査に係る審査マニュアルの作成等の実施

5. 補助金の額

定額

6. 公募要領の交付期間及び場所

(1) 交付期間

平成 27 年 4 月 23 日(木)16 時 00 分～平成 27 年 5 月 12 日(火)18 時 00 分

(2) 場所

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3
国土交通省住宅局住宅生産課建築環境企画室

7. 応募書類の提出期限、場所及び方法

(1) 提出期限

平成 27 年 5 月 12 日(火)18 時 00 分まで(必着)

(2) 場所

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3

国土交通省住宅局住宅生産課建築環境企画室

(3) 方法

持参又は郵送

※ 郵送の場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。(提出期限
必着)

(4) 担当部局

国土交通省住宅局住宅生産課建築環境企画室 嶽峨崎、金原

電話 03-5253-8111(代) FAX 03-5253-1629

※応募に関する質問は、説明書に記載した方法(電話、FAX等)にて受
け付けます。(来訪等による問い合わせには対応しません。)

8. 審査方法

提出された提案書等について書類審査等を行い、選定基準の項目の評価の高
い者を予算の範囲内で採択する。

9. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 7(4)に同じ。
- (3) 応募書類の作成、提出に係る費用は、提出者側の負担とする。
- (4) 提出された応募書類は、当該申込者に無断で二次的な使用は行わない。
- (5) 応募書類に虚偽の記載を行った場合は、当該応募書類を無効にするととも
に、申込者に対して、補助事業者の取消を行うことがある。
- (6) 採用された応募書類は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平
成 11 年法律第 42 号)において、行政機関が取得した文書について、開示請
求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を
害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。提案書は
原則返却しない。なお、返却を希望する場合は、その旨を提案書の提出時に
申し出ること。
- (7) 詳細は説明書による。